

(平成25年8月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から46年3月まで

私は、昭和45年9月にA区役所に婚姻届を提出した日に、同区役所の職員に勧められて、それまで未納であった夫婦二人分の20歳から46年3月までの国民年金保険料を、同区役所の窓口で現金で一括納付した。

当時、国民年金の知識は何も無かったが、妻の父が公務員だったので、区役所の職員の勧めに従った。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年9月にA区役所に婚姻届を提出した日に同区役所の職員に勧められて、それまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を区役所の窓口で現金で一括納付した。」と述べているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、A区の国民年金受付処理簿及び申立人夫婦の前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、46年9月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認できることから、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期と国民年金手帳記号番号の払出し時期が相違する。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年9月は、国民年金保険料の第1回特例納付の実施期間内であったものの、一括納付したとする5万6,000円は、夫婦二人分の20歳から同年3月までの保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をA区役所の窓口で一括納付したと述べているが、昭和46年9月の時点において、申立期間は過年度であり、過年度の保険料を区役所の窓口で納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年3月まで

私は、昭和45年9月にA区役所に婚姻届を提出した日に、同区役所の職員に勧められて、それまで未納であった夫婦二人分の20歳から46年3月までの国民年金保険料を、同区役所の窓口で現金で一括納付した。

当時、国民年金の知識は何も無かったが、父が公務員だったので、区役所の職員の勧めに従った。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年9月にA区役所に婚姻届を提出した日に同区役所の職員に勧められて、それまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を区役所の窓口で現金で一括納付した。」と述べているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、A区の国民年金受付処理簿及び申立人夫婦の前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、46年9月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認できることから、申立人夫婦が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期と国民年金手帳記号番号の払出し時期が相違する。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年9月は、国民年金保険料の第1回特例納付の実施期間内であったものの、一括納付したとする5万6,000円は、夫婦二人分の20歳から同年3月までの保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をA区役所の窓口で一括納付したと述べているが、昭和46年9月の時点において、申立期間は過年度であり、過年度の保険料を区役所の窓口で納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 25 日から 61 年 3 月 20 日まで
昭和 54 年 3 月 25 日から A 社で調理師として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、61 年 3 月 20 日になっている。
厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 10 人のうち 4 人は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、残りの 6 人に照会したところ、回答が得られた 3 人はいずれも、「入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、同保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、上記同僚 3 人は、オンライン記録により、自身の記憶する入社日からそれぞれ 6 か月から 3 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断していたものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 61 年 2 月までの期間について

は、国民年金保険料を納付していること、また、58年4月から59年3月までは、国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月 10 日から 62 年 3 月 1 日まで
② 平成 6 年 4 月 1 日から 11 年 4 月 2 日まで

昭和 60 年 5 月 10 日から平成 11 年 4 月 2 日までの期間、A社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務状況に関する具体的な供述、申立人から提出された勤続表彰状及び事業主の妻の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①及び②において同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 62 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成 6 年 4 月 1 日に同保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、両申立期間当時は、同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間①又は②当時の事業主二人は、いずれも既に死亡している上、商業・法人登記簿謄本により当該事業所の取締役であったことが確認できた両事業主の妻は、いずれも「関係資料は保存されていないので、当時のことは何も分からない。」と回答していることから、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、生存及び所在が確認できた同僚3人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）に照会し、二人から回答を得られたもの

の、そのうち一人は、「申立期間①及び②当時は当該事業所に勤務していなかったもので、その当時のことについては何も分からない。」と供述しており、他の一人は、「申立期間①中に当該事業所に勤務していたが、申立人のことについては何も知らない。」と供述していることから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

加えて、全国健康保険協会及びB市の回答により、申立人は、申立期間②について、平成6年4月1日から8年4月1日までの期間は、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できるとともに、同年4月1日から11年4月2日までの期間は、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。